

上天草市農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の高騰、さらにロシアによるウクライナ侵攻等の国際情勢の影響により、農業資材の価格が高騰し、農業経営に深刻な影響を及ぼしていることから、農業者の事業継続を支援することを目的に、予算の範囲内で上天草市農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業者」とは、農業を営む個人又は法人をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 個人の農業者 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 令和6年1月1日から引き続き本市に住所を有すること。

イ 令和6年1月1日から農業を主たる生業として事業収入を得ており、今後も農業を継続する意思があること。

ウ 令和6年に農畜産物の販売収入が100万円以上であること。

エ 市税等の滞納がないこと。

オ 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(2) 法人の農業者 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 令和6年1月1日から引き続き本市に主たる事業所を有すること。

イ 前号イ、ウ及びエに掲げる要件に該当すること。

ウ 法人の代表者が上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年に補助対象者が農業を営むために要した経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 肥料費

(2) 飼料費

(3) 諸材料費

(4) 動力光熱費

(5) 燃料代

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限額とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和7年9月30日までに市長に提出するものとする。

(1) 補助金額算出表（様式第2号）

(2) 申請者が個人である場合には、住民票又は本人確認書類の写し

(3) 申請者が法人である場合には、登記事項証明書の写し

(4) 申請者が個人である場合には、令和6年分収支内訳書（農業所得用又は令和6年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し

(5) 申請者が法人である場合には、直近の決算報告書の写し

(6) 市税及び上下水道料金の未納がない証明

(7) 上天草市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

(8) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請は、上天草市が指定するオンライン申請システムを通じて行うことができる。

3 オンライン申請においては、添付書類をPDFその他市長が指定する電子ファイル形式で提出することができる。

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書兼実績報告書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、上天草市農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第4号。以下「交付決定及び確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定及び確定通知書の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めるとき。

(個人情報の取扱い)

第11条 市長は、オンライン申請により取得した個人情報について、補助金の審査、交付、管理及び関連する業務の目的に限り使用し、適切に管理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定による補助金の返還については、失効後もその効力を有する。